

福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、環境や放射線に対する子供たちの理解を深め、自ら考え、主体的に判断できる力を育成するため、別表第1に掲げる学習活動（以下「学習活動」という。）を実施する同表に掲げる学校（以下「学校」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 県は、別表第2に掲げる事業期間に、学校が学習活動を実施する場合、同表に掲げる児童生徒及び引率者の移動に要する同表に掲げる交通費（以下「交通費」という。）の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の内容及び補助額)

第3条 学校1校当たり1学年の学習活動を対象に、学校が所在する市町村毎に別表第3に掲げる限度額の範囲内で補助する。なお、複数学年が利用し、バス等1台に乗り合わせる場合でも限度額の範囲内でバス等1台分を補助対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金以外の補助金又は助成金を併用して交付を受ける場合は、本補助金以外の補助金又は助成金との合計額が経費の総額を超えない範囲で補助金を交付するものとする。ただし、県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期間は、別表第4に掲げるとおりとする。

2 規則第4条第2項の書類は、別表第4に掲げるとおりとする。

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 学校の長は、補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、別表第5に掲げるとおりとする。

(変更の承認申請)

第6条 学校の長は、規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合には、福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に定める期日は、申請者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金実績報告書(様式第3号)により別表第6に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 学校の長は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 学校の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を福島県環境創造センター学習活動支援事業仕入れに係る消費税相当額報告書(様式第4号)により速やかに知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第9条 学校の長は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、補助金確定額が規則第5条に規定する交付決定額と同額の場合は、通知を省略するものとする。

2 知事は、前項の請求書を受け取った日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた学校の長は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

| | |
|------|--|
| 学習活動 | 各教科、特別活動等教育課程の中で、福島県環境創造センターの交流棟の展示等を活用して行う学習活動 |
| 学校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する福島県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）その他知事が特に認める学校 |

別表第2（第2条関係）

| | |
|-----------|----------------------------|
| 事業期間 | 各年度の事業期間は、県が別に定める。 |
| 児童生徒及び引率者 | 人数及び条件は、県が別に定める。 |
| 交通費 | バス等で移動するために必要な経費で、県が別に定める。 |

別表第3（第3条関係）

| | |
|-----|---------------------------|
| 限度額 | 学校が所在する市町村毎の限度額は、県が別に定める。 |
|-----|---------------------------|

別表第4（第4条関係）

| | |
|------------|---|
| 申請書の提出期間 | 学習活動実施日から起算して60日前から14日前までとする。 ただし、学習活動実施日が4月14日以前の場合はこの限りではない。 |
| 申請書に添付する書類 | 1 旅程表（任意様式） 2 経費の見積書の写し（バス会社等が発行したもの） 3 本補助制度以外の補助制度等を利用する場合は申請書の写し |

別表第5（第5条関係）

| | |
|-------|--|
| 軽微な変更 | 1 学校が所在する市町村毎の限度額の範囲内での補助対象経費の20%以内の減額 2 補助事業内容の細部の変更 |
|-------|--|

別表第6（第8条関係）

| | |
|--------------|---|
| 実績報告書に添付する書類 | 1 実際に催行された旅程表（任意様式） 2 バス経費の請求書又は領収書の写し（バス会社等が発行したもの） 3 本補助制度以外の補助制度等を受けた場合は実績報告書の写し |
|--------------|---|